

渡部かずふみ 議会だより

第53号 令和2年6月29日



発行 渡部かずふみ後援会
沼津市宮本140
電話 055-924-7283
Fax 055-924-6186
発行責任者 内海 和良
編集責任者 太田 三保

3密回避を意識した臨時会・定例会を開催！

第5回（6月）定例会 会期 2020年6月5日（金）～6月26日（金）



新型コロナの影響で廃業した後に東邦大学看護学部の入居が決定したホテル跡地

第5回（6月）定例会は、会期が6月5日から26日までの22日間で開催され、当局議案43件、議員発議2件等を審議し、原案通り議決しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として一般質問は登壇者を7人（各会派1人）に絞り、3密を避けるべく議席配置や当局出席者を工夫して臨時会・定例会を運営しました。

渡部議員は会派代表として一般質問に立ち、「改正浄化槽法が及ぼす市民生活への影響」や「一般競争入札へ移行後の市内一般廃棄物処理業者の状況」などに対する当局の考えを質し、政策提言しました。

新型コロナ感染拡大防止は不断の取り組みを！

◇◆◇ 6/19以降は県を跨ぐ移動も解禁されましたが、引き続き新しい生活様式の徹底を！◇◆◇

1. 静岡県内及び沼津市の感染者の状況

静岡県内における6月24日（水）現在の新型コロナウイルス感染者（PCR検査で陽性）は80人（累計）で、「入院中が4人」、「軽症・中等症が4人」、「重症が0人」、「死亡が1人」、「退院が75人」という状況にあります。直近の新型コロナウイルス感染者は6月19日（金）に発生して以来、その後の感染者は確認されておりません。

一方、沼津市における新型コロナウイルス感染者は4月8日（水）に1人（東京都からの転勤者）が発生して以降は出ておりません。



2. 静岡県帰国者・接触者相談センター（沼津市は東部保健所管轄）感染症病床がある裾野赤十字病院

「呼吸困難」、「強い倦怠感」、「高熱」等の強い症状のいずれかがある場合、又は重症化しやすい方（高齢者、妊婦、糖尿病、心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）等で、「発熱」や「咳」などの比較的軽い風邪の症状がある場合は、「静岡県帰国者・接触者相談センター（24時間電話相談受付中・☎050-5371-0561）」へ直ぐにご相談下さい。

なお、沼津市（1人）をはじめ、三島市（1人）、裾野市（0人）、伊豆市（0人）、伊豆の国市（0人）、函南町（0人）、清水町（1人）、長泉町（3人）の相談センターは「東部保健所」が担当となります。



東部保健所がある東部総合庁舎

3. 新しい生活様式の励行を徹底しよう！

6月19日（金）以降は県を跨ぐ移動も解禁されましたが、新しい生活様式（自分自身が感染者と意識）である「マスク着用」、「三密回避」、「手指の消毒」、「ソーシャルディスタンスの確保」の励行を心掛けると共に、働き方においてもテレワークやネット会議の活用が求められます。

第5回(6月)定例会の主な議案 ⇒ 原案通り議決

7億9千万円強に及ぶ令和2年度沼津市一般会計補正予算等を議決

第5回(6月)定例会では報告議案が5件、人事議案が21件、条例議案が9件、補正予算議案が3件、議員発議が2件、その他が7件の合計47件の議案を審議し、原案通り承認・同意・可決されました。

1. 市道路線の認定

都市計画道路・片浜西沢田線の道路延長工事に伴い、新設する市道2706号線(81.9m)を認定する。

2. 財産の取得(農地災害復旧資材)

(株)片岡屋より農地災害復旧資材(土留鋼板4,927枚、単管パイプ5,306本)を1,793万円で購入する。

3. 沼津市印鑑条例の一部改正

印鑑登録証明書の交付事務の簡素化を図るため、端末機での同証明書の交付に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う。

4. 沼津市税賦課徴収条例等の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦(寡夫)控除を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例を定めるほか、所要の改正を行う。

5. 沼津市手数料条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る規定を削除する。

6. 沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いに関する規定を改めるほか、所要の改正を行う。

7. 沼津市介護保険条例の一部改正

介護保険法施行令の一部改正に倣い、令和2年度の保険料の減額賦課に関する規定を改める。

8. 沼津市立病院条例の一部改正

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、特別初診料(医科:5,500円/回・歯科:3,300円/回)の額を改めるとともに、特別再診料(医科:2,750円/回・歯科:1,650円/回)の額を定める。

9. 沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定

再生可能エネルギー発電事業に関し必要な事項を定めることにより、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、条例を定める。

10. 沼津市国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免を行うため、規定を追加する。

11. 令和2年度沼津市一般会計補正予算(第6回)

今回の補正予算は306,134千円を追加するもので、その結果予算総額は92,714,146千円となる。内容としては、道路長寿命化事業費101,050千円、介護保険事業会計繰出金81,136千円が主なもの。財源としては、それぞれの特定財源のほか、一般財源として基金繰入金などをもって充てる。

12. 令和2年度沼津市一般会計補正予算(第7回)

今回の補正予算は488,186千円を追加するもので、その結果予算総額は93,202,332千円となる。内容としては、財政調整基金積立金429,857千円、プレミアム付商品券発行事業費57,500千円が追加する主なもの。減額するものとしては、特別職の職員人件費1,771千円である。財源としては、一般財源として国庫補助金などをもって充てる。

13. 工事請負契約の締結(都市計画道路・片浜西沢田線道路築造工事)

都市計画道路・片浜西沢田線道路築造工事について制限付き一般競争入札の結果、令和5年3月23日の完成をめざし、(株)集組と4億9,170万円で契約する。

* その他、専決処分の報告(道路事故損害賠償額の決定)、継続費繰越計算書の報告(令和元年度沼津市一般会計)、繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度沼津市一般会計)、予算繰越計算書の報告(令和元年度沼津市水道事業会計・令和元年度沼津市下水道事業会計)、教育委員会委員任命の同意(重光純氏)、公平委員会委員選任の同意(鈴木敬人氏)、農業委員会委員任命の同意(鈴木孝雄氏・他18人)、建物収去土地明渡等請求事件の提訴、市営住宅明渡し等請求事件の提訴、令和2年度沼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1回)、沼津市特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、沼津市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定、前副議長に対する感謝状の贈呈、公契約関係競売入札妨害等事件に係る再発防止特別委員会の調査報告などの議案もありました。

「第 24 期沼津市議会の 2 年目の体制が固まる」

第 2 回臨時会は、令和 2 年 5 月 20 日～22 日の 3 日間にわたり開催し、当局提出議案 14 件を審議して原案どおり承認・可決しました。なお、新体制は以下の通り。 *_(アンダーライン)は市民クラブ所属議員

(1) 副議長の選出

副議長：加藤 明子、 (議長：植松 恭一と、監査委員：高橋 達也は継続)

(2) 委員会の構成 ◎：委員長、○：副委員長

① 議会運営委員会 (7 人)

◎浅原 和美、○長田 吉信、 平野 謙、 尾藤 正弘、 久保田吉光、
渡部一二実、 渡邊 博夫 (オブザーバー：山下富美子、川口 三男)

② 総務委員会 (7 人)

◎小澤 隆、○井原三千雄、 村木 豊、 久保田吉光、
岡田 進一、 山下富美子、 **渡部一二実**

③ 文教産業委員会 (7 人)

◎深田 昇、○市川 道隆、 梅沢 弘、 江本 浩二、
片岡 章一、 植松 恭一、 浅原 和美

④ 民生病院委員会 (7 人)

◎霞 恵介 ○浅田美重子、 平野 謙、 大場 豪文、
長田 吉信、 渡邊 博夫、 高橋 達也

⑤ 建設水道委員会 (7 人)

◎尾藤 正弘、○小泉 宣子、 加藤 明子、 原 信也、
水口 淳、 梶 泰久、 川口 三男

⑥ 一般会計予算決算委員会 (14 人)

◎渡邊 博夫、○片岡 章一、 浅田美重子、 平野 謙、 小泉 宣子、
尾藤 正弘、 市川 道隆、 梅沢 弘、 岡田 進一、 山下富美子、
水口 淳、 梶 泰久、 **渡部一二実**、 高橋 達也

⑦ 特別会計企業会計予算決算委員会 (14 人)

◎久保田吉光、○村木 豊、 大場 豪文、 霞 恵介、 深田 昇、
井原三千雄、 小澤 隆、 加藤 明子、 原 信也、 江本 浩二、
長田 吉信、 植松 恭一、 浅原 和美、 川口 三男

⑧ 議会だより編集委員会 (8 人)

◎加藤 明子、○浅田美重子、 平野 謙、 小泉 宣子、 深田 昇、
市川 道隆、 岡田 進一、 山下富美子

⑨ 沼津駅鉄道高架事業推進特別委員会 (9 人) *全員継続

◎浅原 和美、○**渡部一二実**、 浅田美重子、 村木 豊、 久保田吉光、
深田 昇、 市川 道隆、 小澤 隆、 長田 吉信



沼津市立病院の院内感染防止を目的に寄贈・設置された医療用陰圧テント

第2回臨時会への上程議案

- ・専決処分の報告 (道路事故損害賠償額の決定)
- ・専決処分の報告 (交通事故損害賠償額の決定)
- ・専決処分の報告 (損害賠償額の決定)
- ・専決処分の報告及びその承認 (財産の取得 (図書カード NEXT))
- ・専決処分の報告及びその承認 (沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- ・専決処分の報告及びその承認 (令和 2 年度沼津市一般会計補正予算 (第 2 回))
- ・専決処分の報告及びその承認 (令和 2 年度沼津市一般会計補正予算 (第 3 回))
- ・専決処分の報告及びその承認 (令和 2 年度沼津市一般会計補正予算 (第 4 回))
- ・専決処分の報告及びその承認 (令和 2 年度沼津市病院事業会計補正予算 (第 1 回))
- ・沼津市税賦課徴収条例の一部改正
- ・沼津市国民健康保険条例の一部改正
- ・沼津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- ・令和 2 年度沼津市一般会計補正予算 (第 5 回)
- ・令和 2 年度沼津市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 回)

太陽光発電所等が規制対象となる!!



定例会で賛否が分かれた「景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」

6 月定例会 渡部かずふみ「一般質問」(会派の代表)

1. 改正浄化槽法が及ぼす市民生活への影響について

(1) ガイドラインの運用状況と特定既存単独処理浄化槽の有無について

「質問」 国が示したガイドラインに則り、“特定既存単独処理浄化槽”の選定に着手していると思うが、本件はとてもデリケートな問題であり、住民感情を逆なでするような性急な取り組みにならないように配慮しつつも、丁寧にかつ迅速に合併処理浄化槽への転換等の生活環境の改善に取り組む必要があると認識している。これらの事を踏まえ、ガイドラインの運用状況に関する当局の認識と、本市において管理不全な“特定既存単独処理浄化槽”に相当する浄化槽が存在するの可否か？



新型コロナ対策のためマスク着用で発言

「答弁」 国のガイドラインにより“特定既存単独処理浄化槽”の判定や措置の手続きについての考え方が示された。これにより、放置すれば周囲の環境に重大な悪影響を及ぼす恐れのある単独処理浄化槽について、その管理者に対し、より強く改善を求めることが出来るようになったと認識している。このガイドラインは示されたばかりであり、現時点では、“特定既存単独処理浄化槽”に相当する事案はないが、関係機関等との連携を図りながら把握に努め、疑いのある事案が発覚した場合には、ガイドラインに沿った対応を行っていく。

(2) 浄化槽台帳の運用状況と下水道処理区域内の浄化槽台帳の取り扱いについて

「質問」 本市では浄化槽台帳をどのように整備し、情報管理を行っているのか、浄化槽台帳の運用状況に関する当局の認識と、利用者目線が異なる下水道処理区域内の浄化槽台帳の取り扱いに関する当局の認識は？

「答弁」 浄化槽台帳は、浄化槽管理者からの設置や廃止等に関する届出や、関係業者・関係機関から収集した清掃・保守点検・法定検査の実施に関する情報により整備し、管理を行うものである。浄化槽台帳は、法定検査の受検案内に活用するなど、浄化槽管理者に対する適正管理の指導のために重要なものと認識している。下水道処理区域内・区域外に関わらず、浄化槽があれば全て浄化槽台帳での管理の対象となる。また、下水道に接続し、浄化槽を廃止したときは、廃止届の提出が必要になるので、確実に届け出るよう、今後も関係部署との連携に努めていきたいと考えている。

2. 一般競争入札へ移行後の市内一般廃棄物処理業者の状況について

(1) 本市の家庭ごみ収集運搬委託業者と一般廃棄物処理業許可の整合性について

「質問」 一般廃棄物処理に携わる民間業者(委託・許可)が何故に一般廃棄物処理業の許可保有者と未保有者に別れたのか？市の家庭ごみ収集運搬業者と一般廃棄物処理業許可の整合性に関する当局の認識は？

「答弁」 一般廃棄物の収集運搬の委託と許可は、廃棄物を収集運搬する目的は同じであっても、廃棄物処理法における取扱いが異なる。一般廃棄物の収集運搬に係る「委託」の基準は、同法第 6 条の 2 に定められており、資格要件として業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務に関し相当の経験を有するものとされている。一方、一般廃棄物の収集運搬業の「許可」の基準は、同法第 7 条に定められており、施設や申請者の能力に加えて、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければ、許可してはならないとされている。一般廃棄物処理計画との適合性については、平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の中の平成 26 年 1 月 28 日最高裁第三小法廷判決に考え方が示されており、その内容は、許可が需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより市民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえるというものである。従って、法律や最高裁の判決により、現在の一般廃棄物処理計画においては、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可を行うことは困難である。

(2) 家庭ごみ収集運搬業務の事業継続計画(BCP)の必要性について

「質問」 市民生活への影響から一日たりとも休むことが許されない本市の家庭ごみ収集運搬業務であるだけに、事業継続計画(BCP)をしっかりと検討し、早期に BCP を策定すべきと考えるがどうか？

「答弁」 一般廃棄物の収集運搬業務は、市民の生活を維持するために不可欠なサービスであり、市やその処理を担う一般廃棄物処理業者が相互に連携しつつ、取り組みを進めることが重要である。市あるいは、事業者の中に新型コロナウイルス感染者が発生し、収集業務に支障が出た場合には、市が中心となり、事業者間で連携し、収集業務を継続する計画で、個々の委託業者とのヒアリングの中で、各委託業者からは、相互に協力する旨の回答が寄せられている。今後は、より詳細な BCP の策定を行ってきたい。